

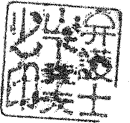
訴 状

令和4年7月11日

東京地方裁判所 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 山下 幸 夫

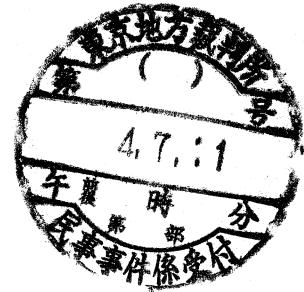


当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

神田警察通り整備工事代金請求義務付け等請求事件

訴訟物の価額 金160万円

ちょう用印紙額 金1万3000万円



第1 請求の趣旨

- 1 被告は、堀口高頭に対し、金1億円及びこれに対する令和3年11月22日から支払済みまで年3分の割合による金員を請求せよ。
- 2 被告は、令和3年10月14日付けで締結訴外大林道路株式会社と締結した「神田警察通りⅡ期自転車通行環境整備工事（第5号）」に関する工事請負契約に基づく残代金2億7816万6140円を支払ってはならない。
- 3 訴訟費用は被告の負担とする。
との判決を求める。

第2 請求の原因

- 1 当事者

(1) 原告

原告らは、千代田区の住民である。

(2) 被告

被告は、千代田区の公金の支出、契約の締結又は債務その他の負担などの行為につき権限を有する千代田区長である。

2 損害賠償請求を求める相手方

損害賠償請求を求める相手方は樋口高顕は令和4年度の千代田区長である。

3 神田警察通りⅡ期工事に至る経緯

(1) 神田警察通りⅠ期工事において街路樹が保存された経緯

ア 「神田警察通り沿道賑わいガイドライン」において、Ⅰ期・Ⅱ期工事区間は、歴史・学術ゾーン「豊かに育った既存の街路樹を活用する」と位置付けられており（甲1）、イチヨウ及びプラタナスは保存されることになっていた。

イ ところが、平成28年7月、千代田区は、Ⅰ期工事区間（白山通り以西、共立女子学園前）において、街路樹に関する説明を議会に行わず、街路樹伐採工事を含む本件工事に関する予算を議決させた。

同年8月、現場作業を目撃して、当該工事区間においてイチヨウの木が伐採されることを知った住民及び共立学園の卒業生などから「100年イチヨウの保存を求める陳情」がなされるなど、イチヨウの伐採に反対しその保存を求める運動が起きたことから、千代田区は伐採計画を変更し、Ⅰ期工事においては、イチヨウが伐採されることなく、歩道の拡幅や自転車道の整備が実現した。

(2) Ⅱ期工事において街路樹を伐採することを前提とする工事を行うことになり、訴外大林道路株式会社と工事請負契約を締結し、前金を支払ったこと

ア 前述したとおり、「神田警察通り沿道賑わいガイドライン」においては、Ⅰ期・Ⅱ期工事区間は、歴史・学術ゾーン「豊かに育った既存の街路樹を

活用する」と位置付けられており（甲1）、Ⅰ期工事においては、街路樹の保存が実現したことから、住民においては、Ⅱ期工事においても街路樹は伐採されないものと認識していた。

イ ところが、令和3年9月21日の企画総務委員会において、Ⅱ期工事について審議され、反対意見も複数出されたが、既存の街路樹（以下「本件街路樹」という。）であるイチョウの木を伐採して工事を実施することが決まり（甲2）、その後、同年10月13日の本会議において、委員長からの報告を受けて、賛成多数により、本件契約の締結についての議案が可決された（甲3）。

ウ これを受けて、千代田区長は、令和3年10月14日、「神田警察通りⅡ期自転車通行環境整備工事（第5号）」（以下、「本件工事」という。）のため、大林道路株式会社（以下「訴外大林道路」という。）との間で工事請負契約（以下、「本件契約」という。）を締結した（甲4）。

エ その後、本件契約に基づき、令和3年11月22日、千代田区から訴外大林道路に対して、前金1億円が支払われた。

4 本件契約に基づく公金支出が違法であること

以下に述べるとおり、本件契約は無効であり、それに基づく公金支出は違法であるから、本件契約に基づいて既に支出された前金は返還されるべきであるとともに、請負残代金の支出は差し止められるべきである。

(1) 本件契約の前提となる判断が、重要な事実の基礎を欠き、あるいは、社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものとして、裁量権の範囲の逸脱又はその濫用するもので違法であること

本件契約の前提となる本件工事について、歩道の有効幅員が2メートル以上必要であることを前提として、イチョウの木を伐採し、その代わりにヨウコウザクラを植栽するという工事を行うとの判断は、その前提となる事実を誤認し、その裁量権を逸脱又は濫用するもので違法である。

ア 歩道の有効幅員が2メートル以上必要であるとの判断について

監査委員は、「Ⅱ期工事区間は、移動等円滑化法及び同法施行令に基づく特定道路であり、特定道路にあつては、千代田区道の道路構造等に関する基準を定める条例、同条例施行規則により、『歩道の有効幅員は、歩行者の通行量が多い道路にあつては5メートル以上、その他の道路は2メートル以上とするものとする』と規定されており、目標値ではない」と判断しており（甲25・14頁）、それが千代田区の見解でもあると考えられる。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下、「バリアフリー法」という。）においては、道路管理者の基準適合義務について、「道路管理者は、特定道路又は旅客特定車両停留施設の新設又は改築を行うときは、当該特定道路…又は当該旅客特定車両停留施設…を、移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する条例（国道…にあつては、主務省令）で定める基準…に適合させなければならない」（同法10条1項）、「前項の規定に基づく条例は、主務省令で定める基準を参酌して定めるものとする」（同条2項）と定めている。

そして、道路移動等円滑化基準（正式名称は「移動等円滑化のために必要な道路の構造及び旅客特定車両停留施設を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令」）においては、「歩道の有効幅員は、道路構造令第十一条第三項に規定する幅員の値以上とするものとする」（同基準4条）と定められているが、道路移動等円滑化基準では、経過措置として、「第三条の規定により歩道を設けるものとされる道路の区間のうち、一体的に移動等円滑化を図ることが特に必要な道路の区間について、市街化の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、第四条の規定にかかわらず、当分の間、当該区間における歩道の有効幅員を一・五メートルまで縮小することができる」（同基準附則3条）とされている。

バリアフリー法10条1項の「移動等円滑化のために必要な道路の構造

に関する条例」は、千代田区においては、千代田区道の道路構造等に関する基準を定める条例であるところ、同条例では、「歩道又は自転車歩行者道（以下「歩道等」という。）の有効幅員は、規則で定める基準を満たすものとし、当該歩道等の高齢者、障害者等の交通の状況を考慮して定めるものとする」（同条例39条）と定められ、同条例施行規則では、「条例第39条に規定する規則で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

（同規則27条）として、「歩道の有効幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあっては3.5メートル以上、その他の道路にあっては2メートル以上とするものとする」（同条1号）と定めており、経過規定に関する規定は存在しない。

監査委員や千代田区の見解は、これを踏まえて主張されていると考えられる。

しかしながら、東京都の移動円滑化の基準に関する条例4条には有効幅員に関する規定があり、東京都の移動円滑化の基準に関する条例施行規則3条1項に有効幅員に関する規定があるが、附則2条1項には、「市街化の状況その他の特別の理由によりやむを得ず第三条第一号に規定する有効幅員を有する歩道を設けることができない場合において、一体的に移動等円滑化を図ることが特に必要な道路の区間については、当分の間、当該区間における歩道の有効幅員を一・五メートルまで縮小することができる。」と規定して、経過規定が設けられている。

また、他の区においては、例えば、千代田区と隣接する新宿区移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例施行規則の附則2項は、「当分の間、第3条第1号の規定にかかわらず、市街化の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、条例第3条に規定する区道の区間（一体的に移動等円滑化を図ることが特に必要であるものに限る。）における歩道の有効幅員を1.5メートルまで縮小することができる。」

との経過規定を定めている（甲5）。

また、千代田区と隣接する中央区の中央区道における移動等円滑化の基準に関する条例施行規則の附則2項も「市街化の状況その他の特別の理由によりやむを得ず第三条第一号に規定する有効幅員を有する歩道を設けることができない場合において、一体的に移動等円滑化を図ることが特に必要な道路の区間については、当分の間、当該区間における歩道の有効幅員を一・五メートルまで縮小することができる。」との経過規定を設けている（甲6）。

以上を踏まえると、千代田区においては、東京都の上記条例及び条例施行規則が準用されると解することも可能であるし、仮にそうでないとしても、千代田区においても、Ⅰ期工事においては、その規定を運用で緩やかに解釈して、イチョウを伐採しないで工事を実施した実績があり、国の道路移動等円滑化基準に経過規定が設けられていることを参酌し、東京都の移動円滑化の基準に関する条例施行規則においても経過規定が設けられ、隣接する新宿区や中央区にいても経過規定が設けられていることなどから、Ⅱ期工事についても、その規定を柔軟に解釈するか、条例施行規則に経過規定を新設するなどの整備をして対応することも十分に可能であったと考えられる。

また、仮にそうでないとしても、バリアフリー法の趣旨が「高齢者、障害者等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進」を図ることにあることや、条例が斟酌すべき基準とされる道路移動等円滑化基準が経過措置を設けていることから、高齢者、障害者等の移動等の安全性が確保されていれば、経過措置の範囲内で歩道の有効幅員を縮小しても実質的に違法性はないと解することができる。

千代田区において、そのような柔軟な解釈をとるか、経過規定を設けて歩道の有効幅員を1.5メートルまで縮小することができるのであるから、

歩道の有効幅員を2メートル以上にすることは当然に遵守しなければならないとの千代田区の見解は、バリアフリー法の趣旨や精神からからみて、あまりにも条例を杓子定規に解釈するものであり、それを前提として、本件街路樹であるイチョウの木を伐採しなければならないと判断することは、社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものとして、裁量権の範囲の逸脱又はその濫用に当たり、違法である。

イ イチョウを伐採してヨウコウザクラを植栽するとの判断について

監査委員は、千代田区は、「街路の樹木の本数を増やし、均等に植栽することが連続した緑陰を確保するとともに、植栽帯の緑被率を高める検討やヨウコウザクラの樹高、緑量の検討とともに、路面温度の上昇への対策のため保水性舗装、遮熱性舗装といった工法についての検討を行い、さらには、歩行の邪魔にならないような苗木の選定やツリーサークルの範囲の中での剪定方法の工夫などにより、周囲の通行に影響を及ぼさないよう検討がなされている。」と判断している（甲25・15頁）。

しかしながら、イチョウによる景観は、一朝一夕に作られたものではなく、歴史を感じさせるものであり、イチョウを残すことで、「歴史・学術ゾーン」にある神田警察通りにふさわしい景観を維持することができ、神田警察通りⅠ期工事区間との景観の連続性を保つこともできる。

開発によりその沿道にますます巨大ビルが建ち並ぶことになった神田警察通りもヒートアイランド化が進んでおり、樹齢50年を超えるイチョウによる大きな緑陰は必要であり、専門家である藤井英二郎名誉教授は、夏場のアスファルトの路面温度は50度を越える時もあるが、木陰では20度下がると説明している（甲7）。これを全て伐採してしまえば、同様の緑陰を形成するにはまた数十年単位もの時間もかかると考えられる。

他方、ヨウコウザクラは、最大伸びても樹高が8mくらいにしかならない上に、その成長が決して早いわけではないため、緑陰という点でもイチ

ヨウに劣ると考えられるし、2メートル以下の下枝のところから枝が張り出すという問題などがあり（甲22・7、8頁）、そもそも街路樹には適さないという意見もあるところである。

千代田区は、さまざま検討したとするが、イチョウを伐採することありきで計画を進めており、神田警察通りに現在あるイチョウの文化的価値やその保存の可否、イチョウを保存する場合と伐採してヨウコウザクラ等別の樹種に植え替える場合との経費の比較、景観や緑陰形成や防災に寄与する程度の比較等について検討はしたものの、必ずしも十分な調査をしているとは考えられず、また、自転車の通行量調査を直近においてしたかどうか、また、それを踏まえた検討がなされたかどうか不明であり、イチョウを残す場合に実現可能な保存案について詳細かつ十分な比較検討をしたとは認められない。

Ⅱ期工事区間にあるイチョウも、千代田区の重要な財産であり、地方財政法8条（財産の管理及び運用）が「地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない。」と規定しているところ、千代田区によるイチョウを伐採して、その代わりにヨウコウザクラを植栽するとの工事計画については、それがその「最も効率的な運用」となっているのかが十分に検討されたとは考えられないことからすれば、千代田区の財産の管理方法や効率的な運用方法として適切さを欠いていると言わざるを得ず、地方財政法8条に反する違法があるというべきである。

ウ 駐車帯の全廃が困難になったとの点について

監査委員は、当初は、駐車帯を廃止し、余裕ある歩行空間と自転車走行空間を整備することとされていたが、協議会及び所轄警察から駐車帯の全廃に難色を示す意見があり、駐車帯の全廃が困難になり、既存の街路樹を残したままでは2メートル以上の確保が困難になったため、やむなく既存

街路樹を撤去することになったものである。」としている(甲25・15頁)。

駐車帯の全廃が困難かどうかについてはその根拠が必ずしも明らかではないが、この見解は、有効幅員が2メートル以上必要であるとの千代田区の見解を前提とするものである。

しかしながら、前記アで述べたとおり、本件特定道路においても、経過措置により、高齢者、障害者等の移動等の安全性が確保されていれば、有効幅員は1.5メートル以上で可能であると考えられるのであるから、そうであれば、仮に駐車帯の全廃が困難であるとしても、本件街路樹を伐採する必要はないことになる。

したがって、駐車帯の全廃が困難であるから既存の本件街路樹を全て伐採する必要があるとの判断は、重要な事実の基礎を欠き、あるいは、社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものとして、裁量権の範囲の逸脱又はその濫用に当たり、違法である。

エ まとめ

以上から、本件契約の前提となる千代田区のⅡ期工事に関する判断が合理性を欠くとは言えないとの監査委員の判断は誤りであり、その判断は、重要な事実の基礎を欠き、あるいは、社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものとして、裁量権の範囲の逸脱又はその濫用に当たり違法であるし、地方財政法8条に違反する違法なものである。

(2) 本件契約の前提となる判断に至る手続に重大な瑕疵があること

本件契約の前提となる本件街路樹を伐採して行うという本件工事を決定するに至る手続においては、以下に述べるとおり、住民の意向を十分に反映することなく決定がなされており、その判断に至る手続には、以下に述べるとおり、いくつもの重大な瑕疵がある。

ア 住民に対する情報公開が極めて不十分かつ不適切であったこと

千代田区が当初行った情報公開は、令和3年(2021年)8月にホームペ

ージに掲載した「既存の街路樹を伐採または移植し、ヨウコウザクラを植える」との1行のみであり、本件街路樹伐採の概要についてホームページ上で説明したのは、本件契約締結後の同年12月のホームページ更新時であり、千代田区報など紙媒体による住民への説明は一切なされなかった。

この点について、令和4年1月31日の企画総務委員会において、印出井環境まちづくり部長が「足らざるものがあつた」と認める答弁をしているところである（甲8）。

また、印出井部長は、神田警察通り沿道整備推進協議会（以下「沿道協議会」という。）についても、同年3月14日の区議会企画総務委員会において、一般には議事録を公開せず、コピーを求めた住民に対して「情報公開請求の手続きを」と求めたことについて、環境まちづくり部長が「迷惑をおかけした」と謝罪し（甲9）、「協議会の議事要旨を順次公開する」と答弁していたが、令和4年7月7日になってようやく全ての議事要旨や配付資料が公開されるに至っている（甲10）。

このように、住民に対する情報公開が極めて不十分かつ不適切であった。

イ 住民アンケートが極めて不十分かつ不適切であること

千代田区は、平成30年12月に住民アンケートを実施したが（甲11ないし甲13）、その「時期」（12月という年末の忙しい時期）、「対象」（通りから2ブロックずつとしているが、同じ町会でも配布された人とされない人もいるし、配布されなかった町会長もいる。）、「回収率」（14.5%）のいずれについても不十分である。

また、アンケート調査は設問によって結果が異なるものであり、本アンケートの街路樹に関する設問（問8）では、街路樹の管理上の課題を列挙したうえで、「今のままでよい」か「植え替えを含め課題を解決してほしい」を選ばせる設問の仕方は極めて誘導的であり、「今ある街路樹を残して課題解決してほしい」というおそらく多数派となる選択肢が意図的に

設けられていない。これについて千代田区は、「十分な設問となっていない面もある」ことを認めている（甲14）。

令和4年1月8日の住民説明会においても、このアンケートが問題とされ、より拡大してやり直すべきであるとの意見が出されている（甲15）。

したがって、このアンケートを、イチョウの木を伐採する工事を行うことを決定するための資料にするにはあまりにも不十分かつ不適切である。

監査委員は、「適切な範囲及び方法で実施したといえる」、「過去の類似したアンケートと比較しても極端に低い数値とまではいえない」と判断しているが（甲25・15、16頁）、設問の設定が極めて誘導的であることについての判断が示されていないし、上記のとおり同じ町会でも受け取った人と受け取っていない人がいたり、受け取っていない町会長がいることからすれば、「適切な範囲及び方法」であったとは言えないというべきである。

ウ 住民の意向を確認するための意見公募等の手続が一切とられていないこと

千代田区においては、平成21年（2009年）5月に「附属機関等の設置及び運営並びに会議等の公開に関する基準」を定め、平成22年（2010年）11月には「意見公募手続要綱」を定め、平成26年（2014年）4月には「参画・協働のガイドライン」を定め、区民にとって重要な政策決定等の際に、住民へのアンケート、意見交換会・懇談会や意見公募（パブリックコメント）や住民説明会を実施することを挙げている（甲16）。

しかるに、イチョウを伐採して工事を行うとの判断については、これらに基づく意見公募等の手続は一切とられていない。

監査委員は、「区民等からの意見聴取の手続きに瑕疵があるとまではいえない」と判断しているが、千代田区が、自ら定めた区民にとって重要な政策決定等の際にとるべき措置を一切とらなかったのであるから、その手

続には住民の意向を確認するために必要な意見公募等の手続がとられていないことは重大な瑕疵があると言わなければならない。

エ 「神田警察通り沿道賑わいガイドライン」の変更について十分な説明がなされず、それについても意見公募等の手続がとられていないこと

「神田警察通り沿道賑わいガイドライン」においては、「既存の街路樹を活用する」と明記しており、I期工事は前述したとおり、ガイドライン通りの整備をしたが、令和2年（2020年）12月に千代田区が方針を転換した。

千代田区としてガイドラインを修正する決裁をしたのは、その9カ月後の令和3年（2021年）9月16日であり、それも「など」の2文字を削除しただけで（甲17）、何をどのように修正したのか、その理由などの説明は、住民に対して十分になされていない（甲18）。

監査委員は、「制約条件の変更にもなう部分的な変更として協議会に諮り変更している」、「区議会に対しては、令和2年12月25日に企画総務委員会で、ガイドライン変更の内容を説明している」と判断している（甲25・16頁）。

しかしながら、沿道協議会は、町会長等特定少数のメンバーで構成される会であり、町会が地域住民に広報し意見を聞く機能は有していないことを踏まえると、同協議会の意見が住民の意見を広く反映していると認めることは困難であるから、協議会に諮ったことが、直ちに住民に説明したことにはならない。

また、上記の企画総務委員会において、須貝基盤整備計画担当課長が、神田警察通りの整備についての説明をする中で、「ガイドラインの内容に関して確認する必要がある点が前に出てまいりました」として2点説明しているが（甲19）、ガイドラインを「変更」したことや、その変更の理由を説明している訳ではないから、これをもって十分な説明をしているとは

言えない。

そもそも、ガイドラインの変更については、パブリックコメントなど千代田区が自ら定めた上記の「参画と協働ガイドライン」に基づいて当然になされるべき意見公募等の手続が一切取られておらず、住民には説明や周知されていないことは確かである。

そのことは、事実関係を明らかにするように求める千代田区議会の指摘により、その事実と手続が適切でないことについて、令和3年9月21日開催の区議会企画総務委員会において、印出井環境まちづくり部長は、これまでの合意形成なり周知に課題があったということを認めて見直してまいりたいと述べている（甲2・13頁）。

オ 陳情審査の集約の趣旨に反して議論が打ち切られたこと

千代田区議会は令和4年3月17日の陳情審査において、工事を行うに当たって、「沿道住民の思いを大切にし、住民同士的一致点を見いだせるよう努力する」ことを申し入れると集約した（甲20・20頁）。

千代田区議会の集約があった後も、協議会の方々は「安心安全のために道路整備を早く進めて欲しい」、「神田警察通りの街路樹を守る会」の方々は「イチョウを残して道路整備を進めて欲しい」とそれぞれ主張しており、「道路整備を進めて欲しい」という点では双方の一致点が見出されていたのであるから、協議を続ければ何らかの一致点を見いだすことができた可能性があった。

しかるに、千代田区は、令和4年4月9日に双方の意見交換の場を設け、守る会の人たちは前向きな提案をもって臨んだが、千代田区は、街路樹を全て保存するか全て伐採するかの意見対立があるとして議論が平行線であるとの理由で、たった1度の意見交換会だけで、それ以後の議論をする場を設定することなく打ち切り、街路樹を伐採する方針を決めている。

監査委員は、「一致点は見い出せず、区長は、これ以上意見交換しても、

賛成、反対について区民や関係団体の分断を深め、長期化するものと考え、多様な意見を聴くなかで工事再開の判断をしたものである」と判断している。

前述したように、守る会の人たちは工事そのものには反対していなかったため、「一致点は見い出せず」とは言えないし、「長期化」を避けるとしても、たった1度だけの意見交換会だけで判断するのはあまりにも拙速に過ぎるものであり、最初から結論ありきで、単なるアリバイ的に意見交換する場を設けただけとしか考えられず、「一致点を見いだす努力をする」との令和4年3月17日の陳情審査の集約結果に反する対応である。

上記の千代田区長の判断について、監査委員は、「この区長の判断は区長の裁量の範囲内で、意見集約手続において不適切であるとは言えない」と判断しているが（甲25・17頁）、千代田区長の判断は、社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものとして裁量権を逸脱又は濫用するもので違法であり、意見集約手続としてははなはだ不適切であったと言わなければならない。

(3) まとめ

以上から、千代田区長による本件契約締結の前提となるⅡ期工事区間について本件街路樹を伐採して道路工事を行うとの判断は、その判断をするに際して住民の意向を集約し確認するための手続が適切かつ十分にとられていないのであるから、その決定に至る手続には重大な瑕疵があり、違法である。

すなわち、沿道協議会は、町会長等特定少数のメンバーで構成される会であり、町会が機能不全に陥っていることも踏まえると、同協議会の意見が住民の意見を広く反映しているとは認められない沿道協議会に対してのみ情報を提供して議論を行い、本件街路樹の伐採に反対すると考えられる住民に対しては紙媒体やホームページ上で広報や、沿道協議会の議事録等の資料公開

をせず、千代田区が自ら定めたパブリックコメントや住民説明会などの意見公募等の手続も一切行わず、最初から本件街路樹の伐採ありきの方針の下、住民の反対の声がほとんど出されない状況の中で、本件街路樹を伐採する本件工事の方針を決めたことは、その決定の過程における手続に重大な瑕疵があるというべきであり、それに基づいて締結された本件契約は違法であり、無効であるというべきである。

5 千代田区議会の議決が無効であること

(1) 議論の経過に関する虚偽の説明がなされたこと

令和3年9月21日開催の区議会企画総務委員会において、本件工事区間の整備計画について審議されたが、千代田区の印出井環境まちづくり部長が、「その検討に当たっては幅広く地域の事情に通じる方々にご参画頂きながら10か年にわたって議論してきた」と説明した（甲2・6頁）。

しかしながら、本件街路樹の伐採を決めたのは令和2年（2020年）12月であり、街路樹の伐採それ自体について10か年にわたって議論してきたという事実はないし、沿道協議会において議論されてきていたとしても、同協議会は、町会長等特定少数のメンバーで構成される会であり、町会の役員自体がすでに居住者ではなかったり、また、地域住民に広報し意見を聞く機能を有していないことを踏まえると、同協議会の意見が住民の意見を広く反映しているとは認められないから、「幅広く地域の事情に通じる方々にご参画を頂きながら、10か年にわたって議論してきた」と説明するのは虚偽の説明をしたものである。

(2) 有識者の意見が歪曲され、真意をゆがめられた不正確な情報が伝えられたこと

令和2年12月25日の企画総務委員会で配布された資料において、保存を優先すべきとした専門家である有識者の意見が歪曲されて樹木の更新案に使用されている（甲21）。

監査委員は、「保存案を示した有識者の意見も報告しているのもあって、区議会への報告が虚偽であったと断定することはできない」と判断している（甲25・16頁）。

しかしながら、令和2年12月25日の企画総務委員会においてそのような報告はされているものの、当日配布された資料においては、保存を優先すべきとした専門家の意見が歪曲されて樹木の更新案として使用されているし、当人である藤井名誉教授によると、自分の意見が勝手に切り取られて使われていることを知り、インタビューを行った道路公園課に直接問い合わせ、全文を要求し、確認しようとしたが、何の返事ももらえなかったとのことであり、藤井名誉教授自身が、自らの意見が勝手に切り取られて使われていたことを明らかにしている（甲22）。

その後、令和4年3月10日に開催された沿道協議会にビデオ参加という形で、学識経験者である藤井名誉教授から、自分の意見について事前に確認されず、自分の意見が正確に伝わっていないことに異議を述べている（甲25・7頁）。

そうであるとすれば、少なくとも、有識者の意見を歪曲し、真意をゆがめた不正確な情報を区議会に伝えていたものである。

(3) バリアフリー法に関する説明が不十分であったこと

バリアフリー法は、道路管理者の基準適合義務について、移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する条例を主務省令で定める基準を参酌して定めると規定し、その主務省令である道路移動等円滑化基準には、「やむを得ない場合においては」「当分の間、当該区間における歩道の有効幅員を1.5メートルまで縮小することができる」との経過規定があること、東京都の移動円滑化の基準に関する条例施行規則の附則にも同様の経過規定があること、千代田区においても、施行規則に経過規定を設ければ道路の有効幅員を1.5メートルにすることも可能であり、バリアフリー法の趣旨から、高齢

者、障害者等に対する配慮をすれば、有効幅員を1.5メートルにすることには何ら問題ないことについて説明をせずに、有効幅員が2メートルなければならないことを前提とする説明をしたものである。

千代田区は、千代田区議会に対して、伝えるべき情報を伝えないで、有効幅員が2メートルなければならないとの不正確な説明をしたことにより、千代田区議会の判断を誤らせたものである。

(4) 千代田区議会において議決されたこと

上記の企画総務委員会においては、印出井環境まちづくり部長の上記(1)及び(2)の説明を受けて、賛成多数で可決した(甲2)。その後、前述したとおり、同年10月13日区議会本会議において、企画総務委員長からの報告を受けた後、前記整備計画についての議案が可決された(甲3)。

(5) 千代田区議会の決議が無効であること

本件契約は、地方自治法96条1項5号に規定された区議会の議決を要する契約である。

最高裁判例は、同号の趣旨に関し、「政令等で定める種類及び金額の契約を締結することは、普通地方公共団体にとって重要な経済行為に当たるものであるから、これに関しては住民の利益を保障するとともに、これらの事務の処理が住民の代表の意思に基づいて適正に行われることを期することにある」と判示した上で、議会の議決を経ない契約の締結を違法としている(最高裁平成16年6月1日第三小法廷判決・最高裁判所裁判集民事214号337頁)。

すなわち、同号の趣旨は、契約の締結が住民の代表である議員の意思に基づき適正に行われることを担保することにある。同号の趣旨からすると、議決を経ない契約も、議員が議案に賛成するか反対するかを判断する前提となる事実関係について虚偽ないし有識者の意見を歪曲し、真意をゆがめた不正確な情報を伝えた上で行われた議決も、その議決の前提となる根拠を欠く点

においては同様であることから、そのような場合の議決については、形式的に議決が存在しているとしても、同号の趣旨に反し無効であると解すべきである。

したがって、かかる議決に基づき締結された本件契約は、実質的には同号に基づく議決を経していないのと同様に、違法である。

この場合には、前記最高裁判例で述べられている「住民の代表の意思に基づいて適正に行われた」とはいえないことよりも、さらに重大な欠陥がある議決と言わざるを得ない。すなわち、前提となる事実関係について虚偽ないし有識者の意見を歪曲し、真意をゆがめた不正確な情報が提供された結果なされた議決は無効というべきであり、それにもかかわらず締結された本件契約は、同号違反の違法な契約であり、無効である。

6 本件契約が無効であること

本件契約において、街路樹は「枯損木」として伐採・撤去することとされている（甲4）。

しかしながら、本件街路樹を含む神田警察通りのイチョウの街路樹は樹齢50年を超すものであり、樹木医の診断でも健全な樹木であった（甲26）。

一般に「枯損木」とは、樹幹や根株の損傷や腐朽化が進み、放置することが危険な樹木であると考えられる。本件街路樹は健全な樹木であり、樹幹や根株の損傷や腐朽の状況から「枯損木」と評価されるべきものではない。

したがって、本件契約には、錯誤による瑕疵があると解すべきである。

この点について、監査委員は、「契約書に添付された種別内訳書の『種別・細別・内訳』欄には、「枯損木」との記載がある」が、それは東京都積算基準の施行単価を適用したことから、その施行単価名称を引用した」ものであり、「契約書に添付され図面には『枯損木』ではなく『高木』と記載されて」いる」として、本件工事契約の発注者である千代田区と請負者である大林道路株式会社との共通認識に立っていた」として、錯誤による瑕疵があったとはいえない

と判断している（甲25・17頁）。

しかしながら、「枯損木」の積算単価を利用するために、「高木」と認識していたのに、伐採対象にして、「枯損木」と記載したというのであれば、むしろ、相手方と通じてした虚偽表示（民法94条1項）として無効であるから、本件契約は無効であり、これを予備的に主張する。

7 相手方の責任

相手方樋口高頭は、本件契約に基づく請負代金の前金として、金1億円の支出行為をした千代田区の職員による上記支出につき、法令上本来的に権限を有する者であり、職員の違法な上記支出を阻止すべき指揮監督義務を有していたところ、これを怠り、千代田区の職員に前金として1億円の違法な支出を行わせたものであるから、その損害を賠償する義務を負う。

8 適法な監査請求を経ていること

原告らは、令和4年5月10日付で千代田区監査委員に対し、地方自治法242条1項に基づき、本件工事の締結が違法又は無効であるとして、本件街路樹を伐採、撤去することなく本件工事を行うことを勧告するように求める住民監査請求を行ったが、監査委員である印東大祐らは、同年6月17日付けで、これを棄却している（甲25）。

9 本件訴訟提起に至る経緯について

千代田区民からは、本件街路樹を残すように繰り返し陳情や要望が出されていたが、千代田区長は、本件契約を締結した後、千代田区の職員を通じて訴外大林道路と協議をしながら、令和4年4月25日には本工事に着手し、同年4月27日未明に、本件街路樹であるイチヨウの木を2本伐採した（甲26）。

その後、原告らを含む千代田区民の夜を徹してイチヨウの木に寄り添いなどすることによって、本日現在、その余のイチヨウの伐採には至っていない。

監査請求後しばらく工事自体も中断していたが、監査請求が棄却された後、

千代田区長は、同年6月23日の千代田区議会定例会において、「これまでの区議会での御議論や多くの御意見を踏まえた上で、計画に従って工事を再開することを区として決断した次第です。」と述べ（甲27）、その後、同年629日からⅡ期工事区間において工事が再開されており、再び、本件街路樹であるイチョウの木の伐採の懸念が高まっている。

これまで述べたとおり、本件契約は無効であり、そのような契約に基づいて本件街路樹であるイチョウの木の伐採をさせないために、本件訴訟を提起するに至った次第である。

6 結 語

よって、原告らは、監査結果に不服であるので、地方自治法242条の2第1項1号及び同4号の規定により、被告に対し、請求の趣旨記載の判決を求める。

証 明 方 法

- 甲第1号証 「神田警察通り賑わいガイドライン」旧版（抜粋）
- 甲第2号証 令和3年9月21日の企画総務委員議事録
- 甲第3号証 令和3年10月13日の第3回定例会継続会議事録（抜粋）
- 甲第4号証 工事請負契約書（抜粋）
- 甲第5号証 新宿区移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例施行規則
- 甲第6号証 中央区道における移動等円滑化の基準に関する条例施行規則
- 甲第7号証 東京新聞2022年7月1日付朝刊記事
- 甲第8号証 令和4年度 2022年1月31日企画総務委員会議事録（抜粋）
- 甲第9号証 令和4年度 2022年3月14日予算特別委員会議事録（抜粋）

甲第10号証 千代田区ホームページ「神田警察通り沿道地域のまちづくり」抜粋

甲第11号証 アンケート用紙

甲第12号証 神田警察通りの整備に関するアンケート 概要と結果

甲第13号証 「『神田警察通り』街路樹伐採計画と反対運動(3)」抜粋

甲第14号証 朝日新聞2022年1月20日付朝刊記事

甲第15号証 「錦町1丁目町会有志への2回目の説明会について」と題する文書

甲第1号証 千代田区参加・協働ガイドライン(抜粋)

甲第17号証 「神田警察通り賑わいガイドライン」新版(抜粋)

甲第18号証 朝日新聞2022年1月27日付朝刊記事

甲第19号証 令和2年12月25日企画総務委員会議事録

甲第20号証 令和4年3月17日企画総務委員会(未定稿)抜粋

甲第21号証 令和2年12月25日配布資料抜粋

甲第22号証 東京新聞2022年4月19日付朝刊都心版

甲第23号証 第20回神田警察通り沿道整備推進協議会議事録

甲第24号証 健全度判定樹木位置図

甲第25号証 監査請求に対する決定書

甲第26号証 東京新聞web版2020年4月27日

甲第27号証 令和4年千代田区議会第2回定例会議事録(抜粋)

その他必要に応じて口頭弁論に提出する。

附 属 書 類

- | | |
|---------|-----|
| 1 訴状写し | 1通 |
| 2 甲号証写し | 各1通 |
| 3 訴訟委任状 | 10通 |

当事者目録

1

2

3

4

5

6

7

8

9

10

〒160-0023 東京都新宿区西新宿6-2-3

新宿アイランドアネックス305号

新宿さきがけ法律事務所(送達場所)

電話 03-6279-4438

FAX 03-6279-4439

原告ら訴訟代理人

弁護士 山下 幸夫

〒102-8688 千代田区九段南1-2-1

被告 千代田区長 樋口 高 顕